

(別紙1) 情報を提供する場合は提供先(番号法別表第2に基づくもの)

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法別表第2第1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法別表第2第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法別表第2第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法別表第2第4項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法別表第2第6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法別表第2第8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法別表第2第9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法別表第2第11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法別表第2第18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	番号法別表第2第20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	番号法別表第2第23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法別表第2第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法別表第2第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	番号法別表第2第28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2第29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2第34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2第35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2第37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第2第38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	番号法別表第2第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2第40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	番号法別表第2第48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 情報を提供する場合は提供先(番号法別表第2に基づくもの)

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
26	市長村長	番号法別表第2第53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	番号法別表第2第57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	番号法別表第2第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2第59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	番号法別表第2第61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	番号法別表第2第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	番号法別表第2第63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	番号法別表第2第65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2第66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	番号法別表第2第67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	番号法別表第2第70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2第71項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2第74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	番号法別表第2第84項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	番号法別表第2第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	番号法別表第2第91項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表第2第92項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	番号法別表第2第94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 情報を提供する場合の提供先(番号法別表第2に基づくもの)

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
49	厚生労働大臣	番号法別表第2第101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2第102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第2第103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2第106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	番号法別表第2第107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2第113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	番号法別表第2第114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法別表第2第115項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	番号法別表第2第116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	番号法別表第2第117項	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	番号法別表第2第120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2)情報を移転する場合の移転先一覧

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
1	保険年金課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第4項	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	子育て支援課 長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第7項	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子育て支援課 長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第8項	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	子育て支援課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第9項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	健康増進課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第10項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第11項	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第12項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第13項	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第14項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	生活福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第15項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	保険年金課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第16項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	建築住宅課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第19項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	保険年金課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第24項	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	保険年金課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第30項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	保険年金課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第31項	国民年金法(昭和二十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第34項	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	子育て支援課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第37項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第41項	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	子育て支援課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第43項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て支援課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第44項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	子育て支援課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第45項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子育て支援課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第46項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	子育て支援課 長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第47項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
24	子育て支援課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第56項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	保険年金課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第59項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	保険年金課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第68項	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	長寿・障害福祉課	番号法第9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第1第84項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	子育て支援課	霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2第1項	霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成17年霧島市条例第150号)によるひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
29	建築住宅課	霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2第2項	霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)による霧島市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの